

日薬業発第125号
令和2年6月17日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 乾 英夫

新型コロナウイルス感染症への対応について（学校薬剤師編：その7）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年5月22日付で文部科学省より示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が一部改訂されましたのでご案内いたします。今回の主な改訂箇所は下記の通りとのことです。

特に消毒の方法等については、6月4日付の文部科学省事務連絡「学校における消毒の方法等について」の次亜塩素酸水の噴霧に関する記載が今回修正され、学校で噴霧を検討する場合は、学校医、学校薬剤師の助言により判断するように記載されていますので、経済産業省サイトの「ファクトシート」も含めて、次亜塩素酸水の現状を各学校薬剤師が理解し、学校に的確な助言をしていただくよう周知をお願いしたいとのことです。

つきましては、引き続き各担当校と連携の上、マニュアルの改訂版をご活用いただきたく、貴会学校薬剤師会員をはじめとする関係者への周知について、ご高配のほどお願いいたします。

記

送付資料：

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
(2020.6.16 Ver.2)

主な改訂箇所：

■消毒の方法等に関する追記【p.19～p.26】

＜マニュアル p21 の記載＞

○次亜塩素酸水の噴霧について

- 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性とともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

■マスクをしなくてよい場合の記載の整理（熱中症予防の危険がある時、息苦しい時、登下校時など）【p.31・p.42】

■出席停止等の考え方について一覧性をもって整理【p.34～35】

■寮や寄宿舎についての考え方を追記【p.42】

■臨時休業の考え方をフローチャートで整理【p.49】

以上